

宮古島海宝館指定管理運営業務仕様書

1. 施設の概要

- (1) 名称：宮古島海宝館
- (2) 所在地：宮古島市城辺字保良591番地1
- (3) 敷地面積：4,494.10㎡
- (4) 建物の構造：鉄筋コンクリート平屋建（一部2階）

2. 宮古島海宝館の管理運営に係る基本次項

- (1) 宮古島海宝館条例に基づくこと。
- (2) 宮古島海宝館条例施行規則に基づくこと。
- (3) 下記の管理運営方針に基づくこと

管理運営方針

- ① 利用者の安全を第一に、公正、公平な利用を確保する。
 - ② 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努める。
 - ③ 障害者や高齢者の利用に、特に配慮する。
 - ④ 効率的な運営を行なうとともに、管理運営経費の節減に努める。
 - ⑤ 個人情報保護を徹底する。
 - ⑥ 常に善良な管理者の責任を持って、管理運営にあたる。
 - ⑦ 地域福祉活動の推進に寄与するよう運営を行う。
- (4) その他関連法令等を遵守すること。

3. 職員配置等の業務

- (1) 施設の管理運営業務に従事する職員を1名以上配置すること。
- (2) 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障があってはならない。
- (3) 職員に対しては、管理運営に必要な研修を行うこと。

4. 施設の管理業務

- (1) 出入口及び窓の解錠、施錠を行なうこと。
- (2) たばこの吸殻の後始末を点検すること。
- (3) 電気器具及びガス器具の元栓を点検すること。
- (4) 施設内で火災や事故等が発生した場合や急病人がでた場合は、人命の救助を最優先に適切な対応を行うこと。
- (5) 避難経路を常に確保すること。
- (6) 施設が破損し、一件につき10万円未満の経費がかかる場合は、指定管理者が応急措置及び補修を行なうこと。

- (7) 施設内外の巡回を行うこと。
- (8) 災害発生時に避難所として指定された場合は、宮古島市の指示に基づいて対応すること。
- (9) 気象情報や周辺の環境の変化を把握し、適切な対策を行うとともに、利用者に対し、注意を喚起すること。
- (10) 台風等の災害発生後は、直ちに被害状況の確認を行い、速やかに報告すること。
- (11) 利用者の所持品の紛失や盗難防止への注意を喚起すること。
- (12) 遺失物の管理を行うこと。
- (13) 施設全体の環境美化・衛生・防犯・安全管理等に努めること。
- (14) 施設の管理に関し市長が必要とする資料の提出を求めた場合は、その都度協力して報告すること。

5. 設備等の管理業務

- (1) 電気設備一式の点検を営業時間前に行い、性能を維持すること。
- (2) 空調設備一式の点検を営業時間前に行い、性能を維持すること。
- (3) 給排水衛生設備一式の点検を営業時間前に行い、性能を維持すること。
- (4) 消防用設備点検への協力を行うとともに、性能を維持すること。
- (5) 火災、盗難、ガス警報装置一式の点検を随時行い、性能を維持すること。

6. 備品の管理業務

- (1) 貸与された備品が破損するなどの不具合が生じた場合は、宮古島市と協議すること。
- (2) 貸与された備品については、日ごろより点検や保守を行い、その性能の維持に努めること。

7. 仕様書等の疑義

この仕様書や、条例・規則等に疑義が生じた場合は、宮古島市長と協議し、その決定に従うこと。